

IV 推進体制等

1 庁内での推進体制

「第2次佐賀市総合計画」における基本理念の一つとして、「安心して暮らし続けることができる地域社会」を形成していくことをあげています。

「互いに尊重し合い、共に創るふれあいのあるまち」を政策展開の基本方向とし、「市民は、お互いの人権を侵害することなく、お互いの人権を尊重している。」という「人権尊重の確立」をめざし、本市のあらゆる施策の基礎にこの「基本方針」の理念である「共生社会の実現」を据え、人権施策の積極的な推進を図ります。「市政と行政、あるいは市民と市民が互いに尊重し合い、性別等に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、共に創るふれあいのあるまち」に向けて、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進します。

2 国・県・市町・関係団体等との連携

人権教育・啓発を推進するに当たっては、国や県、市町がそれぞれの役割分担の下で連携を図りながら取り組み、関係機関・団体等と緊密に連携を取ることが必要です。また、県内の地方自治体との共通理解・共同研修の中で、本市が果たすべき役割を十分認識するとともに、各市町との連携を積極的に図ります。

3 市民・企業・市民活動団体等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人一人がその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが必要です。

DVや児童虐待、いじめなど、外からは見えにくく、表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO法人・市民活動団体・ボランティア団体などの市民団体が行う人権に関する広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権に関わる個別課題の解決にとって大変重要なものです。

このことから、企業や市民団体に対しては、人権教育・啓発についての取組の充実を働きかけるとともに、自主的な人権教育・啓発を実施するための情報や活動の場の提供・助言などによる支援を行い、人権教育・啓発の各分野において、一層の効果的な推進を図るための連携を深めていきます。本市が行う人権啓発事業においても、市民や企業、市民活動団体などの企画への参画や共催事業を行うなど、市民参加型の効果的な啓発活動を行います。

地域においては、人権教育・啓発に取り組む市民との連携をすすめ、機能の強化と充実を図るとともに、情報提供や助言などによる支援を行い、住民の人権尊重意識の一層の高揚と普及に努めます。

4 評価と見直し

【施策の点検・評価】

人権施策を総合的、効果的に推進するためには、取組の実施状況だけでなく、どのような成果があったかという視点で、各分野における実施計画や意識調査を用いて概ね5年おきに点検・評価し、これを今後の施策の適正な実施に反映させるよう努めます。

【基本方針の見直し】

この「基本方針」は、今後の人権問題を取り巻く国の動向や、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向等を踏まえ、また、価値観の変化等による新たな課題に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

POINT

毎月11日は「人権を考える日」です。
～私たちの身の回りの人権について考えてみましょう～

昭和40（1965）年8月11日、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とした「同和对策審議会答申」が出されました。

佐賀市では、この日にちなんで平成12（2000）年8月から毎月11日を「人権を考える日」と定め、地域や職場、学校、家庭で人権について考える機会をつくり、理解と認識が深まるよう啓発を行っています。

